

釜石市育英会施行規程（抜粋）

（奨学生の選考基準）

第5条 奨学生の選考は次の基準によらなければならない。

(1) 学業についての基準

標準A 最近2ヶ学年の成績を総合して学年(部科等)全員の上位20%以内の者であること。

標準B 最近2ヶ学年の成績を総合して標準Aには該当しないが、学年(部科等)全員の50%以内(平均水準以上)の者で、しかも優秀な素質を察知し得る者であること。

標準C 最近の成績は学年(部科等)全員の50%以下(平均水準以下)であるが、知能の素質、学業成績、学資の困窮の状況からみて、もし奨学金の貸与を受けるならば、標準A、又はBに向上する見込確実なものであること。

(2) 人物についての標準

標準人物については、将来有識者として社会に奉仕するにふさわしい素質と教養とを具えたものであること。

特に学校、校友会、寄宿舎その他校内外の生活を通じて、次のような性格と教養とが認められなければならない。

ア 正義と真実を愛し、良識に基づく自律の精神に富み、特定の政党政治結社に加入又は支持しない者であること。

イ 師友に親しみ、協同生活を愛し、切さたく磨に努めていること。

ウ 強じんな意志を持ち、努力的精神の旺盛であること。

エ 特に著しい道徳的悪傾向のないこと。

(3) 健康についての基準

標準 身体が強健であって修学に堪え、将来社会に出て、十分活動し得る見込が確実であること。

(4) 家計についての基準

標準A 一家の生計費は辛うじて支弁し得るが、本人の学資は全然支弁し得ないもの

標準B 一家の生計費は辛うじて支弁し得るが、本人の学資は一部しか支弁し得ないもの

標準C 一家の生活費並びに本人の学資を不十分乍ら、支弁し得るもの

標準A、B、Cの判定をするには、現実に即して、個々の家庭の実情を十分確かめなければならない。その際には、次のような事情は特に考慮に入れて調査しなければならない。

ア 父のないもの

イ 父が引揚、病弱、失職等のため学資の支出困難なるもの

ウ 一家の収入に比し、家族の人員多く、学校に修学中の兄弟、姉妹の多いもの

エ 一家が最近天災又は経済上の甚しい打撃をうけたもの

（学校長の推薦基準）

第6条 在学学校長が、奨学生になろうとする者を推薦する場合は前条の基準によらなければならない。